

田 や 第 998 号
令和 5 年 2 月 17 日

各 指定居宅介護支援事業所 開設者 様

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

居宅介護支援における特定事業所集中減算について (令和 4 年度 後期分)

平素は、介護保険事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度後期の判定結果報告につきまして、下記のとおりといたしますので、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いいたします。

記

- ・ 判定期間 : 令和 4 年 9 月 1 日 ~ 令和 5 年 2 月末日
- ・ 提出書類 : 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
 - ◆ 必要な場合は、挙証資料及び必要書類を必ず添付してください。
- ・ 提出期限 : 令和 5 年 3 月 15 日 (水)
- ・ 提出先 : 田辺市 やすらぎ対策課 指導係
- ・ 提出方法 : 郵送又は持参
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応等により、郵送で提出される際には、提出書類 (2 部) と併せて事業所控え分の返信用封筒 (郵便番号、住所、事業所名を記載し切手を貼ったもの) を同封してください。後日、受付印を押印し返送致します。
 - ◆ 持参により提出される場合は、必ず来庁する前に連絡 (予約) してください。
- ・ 提出部数 : 2 部 (1 部は控えとして返却します。)
 - ◆ 提出を要する事業所は、下記の①、②となります。
 - ① 判定の結果が 80% を超えた事業所
 - ② 判定期間内に新規指定を受けた事業所
 - ◆ 対象とならない事業所は提出する必要はありません。
(従来からの取扱いと変更はありません。ただし、判定結果が 80% を超えなかった場合においても、書類は各事業所において判定期間後の減算適用期間が完了した日から 5 年間保存してください。)

※ 判定様式、必要な書式は、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています。また、併せて掲載しています「(別紙) 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて」をご確認ください。

(田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>)

〒646-0028 田辺市高雄 1 丁目 23 番 1 号 田辺市民総合センター内
田辺市 やすらぎ対策課 指導係 電話 : 0739-33-7033 FAX : 0739-25-3994